

第6次下諏訪町男女共同参画計画

基本理念

1. 男女の人権の尊重

- ・町民一人ひとりが、性別による差別をされず個性と能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること

2. 社会における制度又は慣行についての配慮

- ・固定的な性別役割分担等に基づいた習慣を見直し、男女が共に活躍できること

3. 家庭生活と他の活動の両立

- ・男女が互いの協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護等家庭における責任及び役割を果たすことができるとともに、その他のあらゆる社会生活との両立ができること

4. 政策等の立案及び決定の場への共同参画

- ・政策、方針等の立案の場、決定の場において、男女が対等に参画できること。

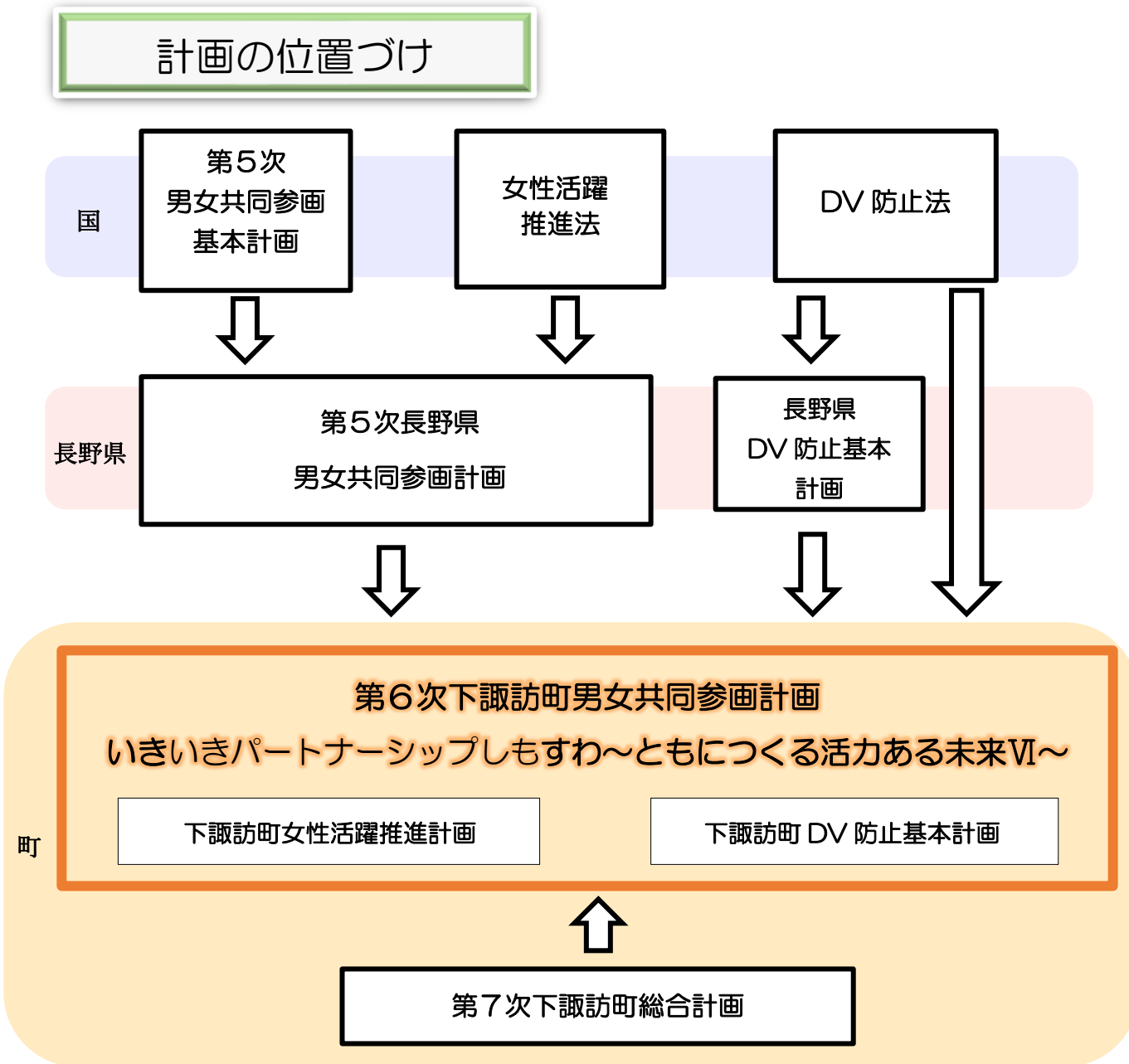
5. 生涯にわたる心と体の健康

- ・男女が互いの性への理解を深め、生涯にわたる性及び妊娠・出産等健康について自らの意思が尊重され、共に心身の健康が維持されること

6. 国際社会の動向を踏まえた取組

- 男女共同参画社会づくりには、国際社会における取組みが反映されること

計画の位置づけ



〔基本目標Ⅰ〕
男女共同参画社会の
実現に向けた意識の確立

方針1 男女共同参画の意識醸成のための教育・啓発
活動の推進
施策： 学校等における男女平等教育の推進

方針2 男女共同参画に関する国際協調の推進
施策： 国際交流の推進
誰もが住みやすいまちづくり

〔基本目標Ⅱ〕
あらゆる分野における
男女共同参画の推進
【下諏訪町女性活躍推進計画】

方針1 仕事と家庭生活・地域生活の両立支援
施策： ワーク・ライフ・バランスの推進
仕事と子育て・介護に関する支援の充実

方針2 女性の社会参加を推進
施策： 働きやすい職場環境づくりの推進
多様な働き方を可能にするための環境整備

方針3 意思決定過程への女性の参画
施策： 女性の活躍の場の提供
各種委員会等への女性の積極的参画の推進

〔基本目標Ⅲ〕
生命・性の尊重と
安心・安全な暮らしの実現

方針1 あらゆる暴力の根絶【下諏訪町 DV 防止基本計画】
施策： DV・ストーカーなどへの対策の推進
各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進

方針2 安心して暮らせる環境設備
施策： 心身ともに健康な生活の推進
互いの性の理解と尊重

方針3 防災・減災・復興における男女共同参画の推進
施策： 女性の防災・減災・復興活動への参加促進
多様な視点における防災体制の充実

計画策定の背景

▷▶ 下諏訪町の動き



1992年 (平成4年)	国に先駆けて女性活動懇談会を設置し、女性行動計画についての研究を行い、「下諏訪町にも女性行動計画が必要である」と計画策定を町に要望しました。
1994年 (平成6年)	女性行動計画策定委員会を設置し、策定作業を行いました。
1996年 (平成8年)	「下諏訪町女性行動計画」を策定し、◆よりよい男女共生社会をめざす人づくり ◆男女共同に基づく家庭づくり ◆女性いきいき社会参加の環境づくり ◆女性の健康いきいき環境づくり ◆生きがいのある福祉社会の環境づくり の5つを重点課題として施策に取り組むこととしました。
2001年 (平成13年)	「下諏訪町男女共同参画計画」を策定しました。
2004年 (平成16年)	4月1日「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」の施行にともない、「下諏訪町男女共同参画計画改訂版」を発行しました。

<p>2006年 (平成18年)</p>	<p>「第3次下諏訪町男女共同参画行動計画」を策定しました。</p>
<p>2011年 (平成23年)</p>	<p>「第4次下諏訪町男女共同参画行動計画 いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来Ⅳ～」を策定しました。</p>
<p>2015年 (平成27年)</p>	<p>「第5次下諏訪町男女共同参画計画 いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来Ⅴ～」を策定しました。 女性活躍推進法に基づき、女性職員の活躍のための計画「特定事業主行動計画」を策定しました。</p>
<p>2016年 (平成28年)</p>	<p>9月16日、事業者や管理職等が、従業員や部下の仕事と家庭の両立を支援していくことを宣言する「イクボス・温かボス宣言」を諏訪地域で初めて宣言しました。平成29年度から宣言対象を係長職まで拡大して、取り組んでいます。</p>
<p>2020年 (令和2年)</p>	<p>「第6次下諏訪町男女共同参画計画 いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来Ⅵ～」を策定しました。</p>

推進に向けて

1. 推進体制の整備・充実

●しもすわ男女共同参画推進委員会の役割について

この計画に基づいた各種施策を総合的・計画的に推進するため、町民の代表者による「しもすわ男女共同参画推進委員会（しもすわ男女共同参画推進委員会要綱第1条に規定）」を設置します。委員会は各種団体等と協働して、積極的に研修、啓発、推進を行います。また、男女共同参画に関する調査研究を行い、必要に応じて町長に提案します。

●下諏訪町男女共同参画審議会の役割について

下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例第18条に規定する「下諏訪町男女共同参画審議会」を町長の諮問機関として設置し、審議会は、町長の諮問に応じて調査・審議します。また、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べます。

●下諏訪町役場男女共同参画推進会議による総合的な調整

町における男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、各課の職員を委員とする「下諏訪町役場男女共同参画推進会議」を設置し、各課が連携して取り組みます。

●国や県等関係機関との連携

関係機関と連携・協力し、情報を共有することで、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

2. 町全体で男女共同参画を推進するために

町民や町内事業所に対して、男女共同参画についての意識調査を実施し、実態の把握に努め、意見・要望を施策に反映します。

3. 男女共同参画に関する情報提供

町民や事業者が男女共同参画に対する理解を深め、実践的に取り組むことができるよう、町の取組状況をホームページ等の情報発信媒体を活用して、公表します。

4. 協働による男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現には、行政・町民・事業者・教育関係者との連携が必要不可欠です。そのため、町は、町民団体等が行う男女共同参画に関する活動を支援するとともに、各種施策を進める際にも、町民・町民団体及び事業者・教育関係者と協働して、事業を実施します。